

7 資 審 第 48 号  
令和 7 年 12 月 10 日

農林水産大臣 鈴木 憲和 殿

農業資材審議会長 小川 久美子

農薬の登録について（答申）

令和 5 年 12 月 15 日付け 5 消安第 5156 号をもって諮問のあった標記の件について、下記のとおり答申する。

記

別添のとおり、ジンプロピリダズを有効成分として含む農薬については、農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第 4 条第 1 項各号に該当すると認められないことから、登録して差し支えない。

以上

## ジンプロピリダズ (dimpropypyridaz)

### 1. 審議事項

農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき新規申請を受けた標記有効成分を含む農薬の登録に関する意見の聴取

### 2. 経緯

#### ① 申請及び諮問

令和 5 年（2023 年）4 月 27 日 登録の申請

令和 5 年（2023 年）12 月 15 日 農業資材審議会への諮問

令和 5 年（2023 年）12 月 22 日 農業資材審議会農薬分科会（第39回）への諮問の報告

#### ② 農薬原体部会

令和 6 年（2024 年）12 月 16 日 農業資材審議会農薬分科会農薬原体部会（第22回）

令和 7 年（2025 年）10 月 30 日 農業資材審議会農薬分科会農薬原体部会（第26回）

#### ③ 農薬使用者安全評価部会

令和 6 年（2024 年）12 月 19 日 農業資材審議会農薬分科会農薬使用者安全評価部会（第18回）

令和 7 年（2025 年）1 月 22 日から 2 月 20 日まで 国民からの意見・情報の募集

令和 7 年（2025 年）6 月 20 日 農業資材審議会農薬分科会農薬使用者安全評価部会（第20回）

#### ④ 農薬蜜蜂影響評価部会

令和 6 年（2024 年）12 月 24 日 農業資材審議会農薬分科会農薬蜜蜂影響評価部会（第15回）

令和 7 年（2025 年）1 月 14 日から 2 月 12 日まで 国民からの意見・情報の募集

令和 7 年（2025 年）3 月 5 日 農業資材審議会農薬分科会農薬蜜蜂影響評価部会（第16回）

#### ⑤ 農薬分科会

令和 7 年（2025 年）12 月 2 日 農業資材審議会農薬分科会（第49回）

## 3. 審議農薬の基本情報

- ① 化学名 (IUPAC) ジンプロピリダズ  
1-[(1RS)-1,2-dimethylpropyl]-N-ethyl-5-methyl-N-pyridazin-4-yl-  
1*H*-pyrazole-4-carboxamide  
② CAS 登録番号 1403615-77-9
- ③ 分子式 C<sub>16</sub>H<sub>23</sub>N<sub>5</sub>O
- ④ 構造式
- 
- ⑤ 分子量 301.39
- ⑥ 初回登録年 新規申請
- ⑦ 用途 殺虫剤
- ⑧ 作用機作 昆虫類及び甲殻類の感覚器官である弦音器官の一過性受容体電位バニロイドチャネルの上流部分のシグナル伝達をブロックすることにより、害虫は摂食行動などに支障をきたし、最終的に死亡すると考えられている。 (IRAC分類 : 36)
- ⑨ 主な適用作物 果樹、野菜、茶等
- ⑩ 使用方法 敷布、灌注等
- ⑪ 登録申請農薬 別紙1 参照

#### 4. 農薬原体部会、農薬使用者安全評価部会及び農薬蜜蜂影響評価部会における評価結果の概要

##### (1) 農薬原体部会（別紙2（1）参照）

###### ① 農薬の製造に用いられる農薬原体の規格

有効成分			
一般名又は略称	化学名	構造式	含有濃度
ジンプロピリダズ	1-[(1RS)-1,2-ジメチルプロピル]-N-エチル-5-メチル-N-ヒドロキシ-4-イル-1H-ピラゾール-4-カルボキサミド		940 g/kg 以上

###### ② 農薬原体中のジンプロピリダズの分析法

ジンプロピリダズの農薬原体をアセトニトリル/水に溶解後、C18カラムを用いて高速液体クロマトグラフ（HPLC）によりアンモニア緩衝液/アセトニトリルで分離し、紫外吸収（UV）検出器（検出波長：220 nm）によりジンプロピリダズを検出及び定量する。定量には絶対検量線法を用いる。

###### ③ 農薬原体の組成分析

ジンプロピリダズの農薬原体の組成分析に用いられた分析法は、ジンプロピリダズについて、選択性、検量線の直線性、精確さ及び併行精度が確認されており、科学的に妥当であった。1 g/kg 以上含有されている不純物の一部については、標準物質の入手が困難であり、精確さの確認が行われていない等、妥当性の確認は不十分であるが、選択性及び併行精度が確認されていること等から、組成分析における含有濃度を審査に用いることは可能と判断した。

農薬の製造に用いられる農薬原体の組成分析において、定量された分析対象の含有濃度の合計は990～1000 g/kgであった。

###### ④ 不純物の毒性

農薬の製造に用いられるジンプロピリダズの農薬原体中に含有されている不純物には、考慮すべき毒性を有する不純物は認められなかった。

###### ⑤ 農薬原体の同等性

農薬の製造に用いられるジンプロピリダズの農薬原体及び毒性試験に用いられた農薬原体は、その組成及び毒性を比較した結果、同等であった。

## (2) 農薬使用者安全評価部会（別紙2（2）参照）

### ① 農薬使用者暴露許容量（AOEL）の設定

AOEL の設定の根拠となりうる各試験で得られたジンプロピリダズの無毒性量のうち最小値は、ラットを用いた2年間反復経口投与毒性/発がん性併合試験の体重増加抑制等及びマウスを用いた18か月間発がん性試験の体重増加抑制に基づく無毒性量 21 mg/kg 体重/日と判断した。

また、最小の無毒性量に近い投与量におけるラットを用いた動物代謝試験の経口吸収率は 30 mg/kg 体重投与群の 87.8～91.4 % であり、経口吸収率による補正は必要ないと判断した。

以上の結果から、ラットを用いた2年間反復経口投与毒性/発がん性併合試験及びマウスを用いた18か月間発がん性試験の無毒性量 21 mg/kg 体重/日を、安全係数 100 で除した 0.21 mg/kg 体重/日を農薬使用者暴露許容量（AOEL）と設定した。

### ② 急性農薬使用者暴露許容量（AAOEL）の設定

ジンプロピリダズの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量のうち最小値は、ラットを用いた急性神経毒性試験の摂餌量減少等に対する無毒性量 120 mg/kg 体重であり、得られた毒性所見を検討した結果、これを根拠として、AOEL と同様に、経口吸収率による補正を行わず、安全係数 100 で除した 1.2 mg/kg 体重を急性農薬使用者暴露許容量（AAOEL）と設定した。

### ③ 暴露量の推定

ジンプロピリダズを有効成分として含む農薬（別紙1参照）について、適用病害虫の範囲及び使用方法に従って使用した場合の暴露量を予測式により推定した。

経皮吸収率は、液剤の経皮吸収試験の結果を用いて精緻化した。

### ④ リスク評価結果

推定暴露量は AOEL 及び AAOEL を下回っていた。

## (3) 農薬蜜蜂影響評価部会（別紙2（3）参照）

## ① 毒性指標の設定

各試験で得られた毒性値から、ジンプロピリダズのミツバチへの影響評価に用いる毒性指標を、下表の値と設定した。

生育段階	毒性試験の種類	毒性指標値	
成虫	単回接触毒性	48 h LD <sub>50</sub>	50 µg ai/bee
	単回経口毒性		43 µg ai/bee
	反復経口毒性	10 d LDD <sub>50</sub>	20 µg ai/bee/day
幼虫	経口毒性	72 h LD <sub>50</sub>	45 µg ai/bee

## ② 毒性の強さから付される注意事項

成虫単回接触毒性及び成虫単回経口毒性共に LD<sub>50</sub> は 11 µg/bee 以上であったため、注意事項は要しない。

## ③ 暴露量の推計

ジンプロピリダズを含む農薬のうち、ミツバチが暴露する可能性がある適用について、予測式又は実測値を用いて暴露量を推計した。

## ④ 評価結果

推計した暴露量を毒性指標で除し、その数値が、蜂個体（成虫、幼虫）への影響が懸念される水準（0.4）を超えないことを確認した。

以上より、ジンプロピリダズは申請された使用方法に基づき使用される限りにおいて、ミツバチの群の維持に支障を及ぼすおそれはないと考えられる。

## 5. 農薬取締法第4条第1項各号に対する判断

4. (1) ①の規格に適合するジンプロピリダズ原体を用いて製造される別紙1に掲げる農薬について、以下のとおり判断することができる。

### 一 提出された書類の記載事項に虚偽の事実があるとき。

農林水産省及び独立行政法人農林水産消費安全技術センターによる審査の結果、本号に該当しない。

### 二 特定試験成績が基準適合試験によるものでないとき。

農林水産省及び独立行政法人農林水産消費安全技術センターによる審査の結果、本号に該当しない。

### 三 当該農薬の薬効がないと認められるとき。

農林水産省及び独立行政法人農林水産消費安全技術センターによる審査の結果、本号に該当しない。

### 四 農薬取締法第3条第2項第3号に掲げる事項についての申請書の記載に従い当該農薬を使用する場合に農作物等に害があるとき。

農林水産省及び独立行政法人農林水産消費安全技術センターによる審査の結果、本号に該当しない。

### 五 当該農薬を使用するときは、使用に際し、農薬取締法第3条第2項第4号の被害防止方法を講じた場合においてもなお人畜に被害を生ずるおそれがあるとき。

4. (2) 及び(3)のとおり、農薬使用者安全評価部会及び農薬蜜蜂影響評価部会における評価の結果、本号に該当しない。

### 六 農薬取締法第3条第2項第3号に掲げる事項についての申請書の記載に従い当該農薬を使用する場合に、その使用に係る農作物等への当該農薬の成分（その成分が化学的に変化して生成したものを含む。）の残留の程度からみて、当該農作物等又は当該農作物等を家畜の飼料の用に供して生産される畜産物の利用が原因となって人に被害を生ずるおそれがあるとき。

食品衛生基準審議会農薬・動物用医薬品部会における評価の結果（別紙2（5））、下記②のとおり設定された食品中の残留農薬基準を踏まえて暴露評価を実施したところ、使用した農作物中の残留濃度に基づく食品からのジンプロピリダズの摂取量は、申請された使用方法で使用する限り、食品安全委員会における評価の結果（別紙2（4））、下記①のとおり設定されたADI（許容一日摂取量）及びARfD（急性参考用量）を超えないことから、本号に該当しない。

① ADI 及びARfD

食品安全委員会は、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）に基づき、ジンプロピリダズの食品健康影響評価の結果として、以下のとおり ADI 及び ARfD を設定し、令和 6 年（2024 年）10 月 23 日付けで消費者庁に通知している。

ADI 0.21 mg/kg 体重/日

ARfD 1.2 mg/kg 体重

## ② 食品中の残留農薬基準

内閣総理大臣は、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に基づき、ジンプロピリダズの食品中の残留農薬基準を以下のとおり設定し、令和 7 年（2025 年）9 月 18 日に告示している。

基準設定対象：ジンプロピリダズ

### 食品中の残留農薬基準

食品名	残留基準値 (ppm)
大豆	0.01
ばれいしょ	0.01
てんさい	0.01
はくさい	1
キャベツ	1
ブロッコリー	3
チコリ	20
エンダイブ	20
レタス	20
その他のきく科野菜	20
トマト	1
ピーマン	2
なす	0.6
きゅうり	0.6
すいか（果皮を含む。）	0.1
メロン類果実（果皮を含む。）	0.5
りんご	0.4
日本なし	0.4
西洋なし	0.4
もも（果皮及び種子を含む。）	0.1
とうとう	3
いちご	5
ぶどう	2
茶	30
はちみつ	0.05

七 農薬取締法第3条第2項第3号に掲げる事項についての申請書の記載に従い当該農薬を使用する場合に、その使用に係る農地等の土壤への当該農薬の成分（その成分が化学的に変化して生成したものを含む。）の残留の程度からみて、当該農地等において栽培される農作物等又は当該農作物等を家畜の飼料の用に供して生産される畜産物の利用が原因となって人に被害を生ずるおそれがあるとき。

農林水産省及び独立行政法人農林水産消費安全技術センターによる審査の結果、畑地ほ場土壤残留試験におけるジンプロピリダズの50%消失期( $DT_{50}$ )は、火山灰壤土で30.4日、風積砂土で23.6日であったことから、農薬取締法第4条第1項第6号から第9号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準(昭和46年3月2日農林省告示第346号)第2号に照らし、本号に該当しない。

八 当該種類の農薬が、その相当の普及状態の下に農薬取締法第3条第2項第3号に掲げる事項についての申請書の記載に従い一般的に使用されるとした場合に、その生活環境動植物に対する毒性の強さ及びその毒性の相当日数にわたる持続性からみて、多くの場合、その使用に伴うと認められる生活環境動植物の被害が発生し、かつ、その被害が著しいものとなるおそれがあるとき。

中央環境審議会水環境・土壤農薬部会農薬小委員会における評価の結果(別紙2(6))、以下のとおり水域の生活環境動植物、鳥類及び野生ハナバチ類の被害防止に係る農薬登録基準が設定されたが、ジンプロピリダズの水域環境中予測濃度並びに鳥類及び野生ハナバチ類の予測暴露量が当該基準を下回っていることから、本号に該当しない。

① 水域の生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準

環境大臣は、農薬取締法に基づき、ジンプロピリダズの水域の生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準を以下のとおり設定し、令和7年(2025年)10月23日に告示している。

農薬登録基準(水域の生活環境動植物) 3,000 µg/L (3 mg/L)

② 鳥類及び野生ハナバチ類の被害防止に係る農薬登録基準

環境大臣は、農薬取締法に基づき、ジンプロピリダズの陸域の生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準を以下のとおり設定し、令和7年(2025年)10月23日に告示している。

農薬登録基準(鳥類) 110 mg/kg 体重

農薬登録基準(野生ハナバチ類) 2.0 µg/bee (成虫単回接触)

1.7 µg/bee (成虫単回経口)

0.82 µg/bee/day (成虫反復経口)

1.8 µg/bee (幼虫経口)

九 当該種類の農薬が、その相当の普及状態の下に農薬取締法第3条第2項第3号に掲げる事項についての申請書の記載に従い一般的に使用されるとした場合に、多くの場合、その使用に伴うと認められる公共用水域（水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第1項に規定する公共用水域をいう。）の水質の汚濁が生じ、かつ、その汚濁に係る水（その汚濁により汚染される水産動植物を含む。）の利用が原因となって人畜に被害を生ずるおそれがあるとき。

中央環境審議会水環境・土壤農薬部会農薬小委員会における評価の結果（別紙2（7））、以下のとおり水質汚濁に係る農薬登録基準が設定されたが、ジンプロピリダズの水質汚濁予測濃度が当該基準を下回っていることから、本号に該当しない。

① 水質汚濁に係る農薬登録基準

環境大臣は、農薬取締法に基づき、ジンプロピリダズの水質汚濁に係る農薬登録基準を以下のとおり設定し、令和7年（2025年）5月28日に告示している。

農薬登録基準（水質汚濁） 0.55 mg/L

十 当該農薬の名称が、その主成分又は効果について誤解を生ずるおそれがあるものであるとき。

農林水産省及び独立行政法人農林水産消費安全技術センターによる審査の結果、本号に該当しない。

十一 農薬取締法第4条第1項第1号から第10号までに掲げるもののほか、農作物等、人畜又は生活環境動植物に害を及ぼすおそれがある場合として農林水産省令・環境省令で定める場合に該当するとき。

申請時点において、本号の規定に基づく省令は定められていない。

別添

別紙 1

ジンプロピリダズを有効成分として含む登録申請農薬一覧

登録番号	農薬の名称
－	エコフィン S L

別紙 2

参考資料一覧

- (1) ジンプロピリダズの農薬原体の組成に係る評価報告書（農業資材審議会農薬分科会農薬原体部会 令和7年10月30日）
- (2) ジンプロピリダズ農薬使用者安全評価書（農業資材審議会農薬分科会農薬使用者安全評価部会 令和7年6月20日）
- (3) ジンプロピリダズ農薬蜜蜂影響評価書（農業資材審議会農薬分科会農薬蜜蜂影響評価部会 令和7年3月5日）
- (4) 農薬評価書 ジンプロピリダズ（食品安全委員会 令和6年10月23日）
- (5) ジンプロピリダズ（食品衛生基準審議会農薬・動物用医薬品部会 令和7年1月24日）
- (6) 生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準として環境大臣の定める基準の設定に関する資料 ジンプロピリダズ（中央環境審議会水環境・土壤農薬部会農薬小委員会 令和7年3月21日）
- (7) 水質汚濁に係る農薬登録基準の設定に関する資料 ジンプロピリダズ（中央環境審議会水環境・土壤農薬部会農薬小委員会 令和6年12月19日）